倫理規程

（総則）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人サロンみんなの保健室（以下「この会」という）の行動基準を定める。

（目的）

第２条 この規程は、この会の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

（基本的人権の尊重）

第３条 この会は人権、多様性、異なる価値観を尊重し、この会と関係を持つ人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。この会に所属するすべての理事、監事、会員、ボランティアスタッフを含むすべての関係者は、以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障害の有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント(いやがらせ)を行わないものとする。

（イ）この会は、会員個々がやりがいを持ち活動しやすい環境を推進するものとする。

（組織の使命及び社会的責任）

第４条　この会は設立目的に従い、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。この会に所属するすべての理事・会員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）当会としての事業活動が地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。

（イ）経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

（社会的信用の維持）

第５条　この会は、常に公正で誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めねばならない。

（ア）業務の遂行にあたっては、公正、公平を旨とする。

（イ）この会は、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせる恐れのある内容の情報発信、その他当団体の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

（法令等の遵守）

第６条　この会は、関連法令及びこの会の会則（定款）、倫理規定その他の規程・内規を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。この会は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）常に、社会的規範や各種法令の遵守、様々な事故防止に努める。

（イ）法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に反する行為を発見した場合は、遅滞なく事務局長に報告する。

（私的利用の禁止）

第７条　この会の理事、会員は、活動中に私的な利益の追求に当会を利用することがあってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第８条　この会は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。この会は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）各事業の実施計画を策定する際には、資金拠出者への報告はもとより、ニュースレター、ホームページを通じて、適時必要な情報を発信する。

（イ）関連法規に則り、事業計画書、事業報告書を適時に公開する。

（情報の保護・管理）

第 9 条　この会は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利尊重に十分配慮しなければならない。

（ア） 業務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理(貸与しているパソコン等の管理を含む)、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。

（イ）職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供は行わない。

（研 鑽）

第 10 条　この会の理事、会員は能力向上のため自己研鑽に努めなければならない。

（ア）特定非営利活動を法人としての社会的使命の他、寄付金等の資金によって運営されていることを自覚し、メデイア、書籍等の一般的な情報源からの情報収集の他、講演会や研修会への参加を通じて、自己研鑽に努める。

（イ）社会人としての基本的なマナーや道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し常に自らの人格を磨く努力をする。

（反社会的勢力・団体との断絶）

第 11 条　この会の理事・会員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。

（イ）助成事業の申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。

（規程遵守の確保）

第 12 条　この会は、必要あるときには理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（ 改廃 ）

第 15 条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則：この規程は、2022 年 7 月 9 日から施行する。(2022 年 7 月 9 日理事会決議)